

障がい福祉瓦版

障がい者虐待について



■ 問い合わせ先 市障がい児者相談支援センター ☎(37)9970

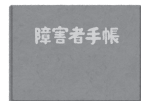
皆さんは、「障害者虐待防止法」をご存知でしょうか。正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。この法律は、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見、適切な支援について定めたものです。



対象となる障がい者は？

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他心身の機能の障がいがある方であって、日常生活が困難で支援が必要な方が対象となります。

※障害者手帳を取得していない方や18歳未満の障がい児も含まれます。



障がい者虐待の定義

■ 養護者による虐待

障がい者の身の回りの世話や、金銭管理等を行っている家族や親族、同居人などによる虐待

■ 障がい者福祉施設従事者等による虐待

施設や事業所で働いている職員による虐待

■ 使用者による虐待

障がい者を雇用している事業主などによる虐待



障がい者虐待にはどのようなものがあるの？

こんな行為が虐待にあたります。虐待をしている、虐待をされているという自覚は問いません。

① 身体的虐待

➤ 体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

例えば

- なぐる、ける
- 縛り付ける
- 部屋に閉じ込める
- 熱いものを飲食させる
- 不要な薬を飲ませる など

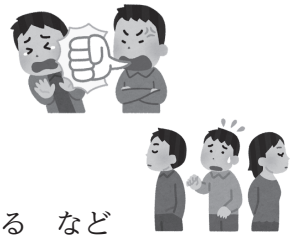


② 心理的虐待

➤ 侮辱^{ぶじやく}するような言葉や態度で、精神的に苦痛を与えること。

例えば

- 怒鳴る、ののしる
- 悪口を言う
- 無視する
- 仲間はずれにする
- 成人を子ども扱いする など



③ 性的虐待

➤ 無理やり(同意とみせかけて)わいせつなことをしたり、させたりすること。

例えば

- 性的行為を強要する
- 裸にする
- わいせつな話をする、映像をみせる など

④ 放棄・放置(ネグレクト)

➤ 介助をしない、必要な医療や教育、福祉サービスを受けさせないこと。

例えば

- 十分な食事を与えない
- 不潔な住環境で生活させる
- 虐待を放置する など



⑤ 経済的虐待

➤ 同意なしに(または騙して)貯金や賃金^{だま}を使ったり、制限すること。

例えば

- 年金や賃金を渡さない
- 勝手に財産や預貯金を使う
- 本人の携帯電話を勝手に使う など



虐待予防のためにできること

障がい者虐待は、障がいに対する理解不足や、介護疲れが原因となる場合があります。特に心身ともに疲れている養護者は休息が必要です。福祉サービスを活用することで、負担の軽減をはかることもできるため、抱え込まず、当センターまでご相談ください。



市障がい児者相談支援センター

☎ FAX (37)9970

✉ shimotsuke.soudan@topaz.plala.or.jp

虐待かも？と思ったら

法律では、虐待を受けた疑いがある障がい者を発見した人に、通報する義務を定めています。通報した方の個人情報^{個人情報}は守られます。匿名での通報も受け付けています。

「虐待かも？」と思ったら迷わず、下記の窓口まで通報・相談をお願いします。

市社会福祉課

☎ (32)8900

FAX (32)8601

✉ syakaifukushi@city.shimotsuke.lg.jp

栃木県障害者権利擁護センター

☎ 028 (623)3139

FAX 028 (623)3052

✉ tochigi-shougaisyakkenri@dream.jp